

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月十一日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第二号

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当に関する規則（昭和四十五年仙台市人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第二条 条例第十一条の三第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で職員の扶養親族たる者（条例第十条に規定する扶養親族で条例第十一条第一項の規定による届出がなされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受けている住宅の全部又は一部を借り受けて居住している職員</u></p> <p><u>三 父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて居住している職員</u></p> <p><u>四 職員又は配偶者（当該配偶者が職員である場合に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受けて居住している職員</u></p> <p><u>五 その他人事委員会が定める住宅の全部又は一部を借り受けて居住している職員</u></p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p> <p>第二条の二 条例第十一条の三第一項第二号の人事委員会規則で定める住宅は、前条第一号に規定する職員宿舍及び<u>同条第二号から第五号まで</u>に規定する住宅とする。</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第二条の三 条例第十一条の三第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年仙台市人事委員会規則第七号）第五条第二項に該当する職員で、同項第一号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（<u>同条第一項に規定する人事交流等により</u>給料表の適用を受ける職員となった者）にあつては、当該適用の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、家賃を支払っているものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第三条 新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の住居届又は庶務事務システム（人事、給与等に係る申請等の事務処理を行</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第二条 条例第十一条の三第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p> <p>第二条の二 条例第十一条の三第一項第二号の人事委員会規則で定める住宅は、前条第一号に規定する職員宿舍及び<u>同条第二号</u>に規定する住宅とする。</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第二条の三 条例第十一条の三第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年仙台市人事委員会規則第七号）第五条第二項に該当する職員で、同項第一号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（<u>新たに</u>給料表の適用を受ける職員となった者）にあつては、当該適用の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、家賃を支払っているものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第三条 新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の住居届又は庶務事務システム（人事、給与等に係る申請等の事務処理を行</p>

うための情報処理システムをいう。)により、その居住の**実情等**を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額、住居の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

[新設]

[新設]

(確認及び決定)

第四条 任命権者は、職員から**前条**の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定の基準)

第五条 **第三条**の規定による届出に係る職員が家賃と食費等とを併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第六条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する**要件を欠くに至った日**の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって**終る**。ただし、住居手当の支給の開始については、**第三条**の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 [略]

うための情報処理システムをいう。)により、その居住の**実情**を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額、住居の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第四条 任命権者は、職員から**前条第一項**の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。**前条第三項に規定する場合においても、同様とする。**

(家賃の算定の基準)

第五条 **第三条第一項**の規定による届出に係る職員が家賃と食費等とを併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第六条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する**要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)**の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって**終る**。ただし、住居手当の支給の開始については、**第三条第一項**の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 [略]

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会事務局審査給与課)